

令和7年3月23日執行
福岡県議会議員
補欠選挙
(福岡市西区選挙区)
(選挙すべき議員の数 1)

選挙公報

投票日 3月23日

福岡県選挙管理委員会

西区初の女性県議を!!

西区にはこれまで女性県議はいません。
代弁者として一議席が必要です。

物価高対策に取り組みます

家計が第一! コメやガソリンなどの値段が高騰し、
家計への悪影響が出ています。生活感を持って
手取りを増やし、負担軽減に取り組みます。



吉岡れい子 3つの特徴

①48歳 現役世代 ②幼稚園教諭の経験

2人の子どもの
子育て経験を生かし、
当事者意識をもって
課題解決に努めます。

未来を担う子ども達の為に、
それぞれの個性を大切に、
誰もが安心して学べる
教育の場を作ります。

③明るく元気に粘り強く!

持ち前の明るさと粘り強さで、地域の皆さんの
声を県政に届け、実現に向けて取り組みます。



6つの政策目標

- 子ども達に明るい未来を
- 若者に希望を
- シニアの皆さんに安心を
- 多様性を大事にする
社会づくり
- 災害のないまちづくり
- 地域課題を前進

プロフィール

1976年 島根県出雲市生まれ(48歳)
1997年 山口短期大学児童教育学科卒業
1997年 麻生文教学園 西陵幼稚園教諭
2001年 (株)西商
2021年 前福岡県議会議員 にえだ元氣秘書
2024年 立憲民主党福岡3区幹事

◆家族 夫(香岐丘中出身)
長男(21歳)・次男(19歳)
保護猫(トラジ、ダイスケ)
◆趣味 再現料理を
作ること
ドライブ



吉岡さんへ!

バトンタッチ!!

衆議院福岡県第3区総支部長
元福岡県議会副議長

「人と地域に寄り添える人物です。」

にえだ元氣

吉岡れい子

立憲民主党公認

だいじな絆 ともに未来へ!

地域資源を活かしたまちづくり 共に歩み、地域の力を育んでいきます



田中だいじが目指すこと

子育て・教育

未来を担う子どもたちのために

- 子どもたちへの教育環境の充実
- 防災教育、救命教育の普及推進
- 仕事と子育てができる環境づくり、
男女共同参画の推進
- 地域全体で子育てを支える社会づくり

福祉

みんなが健康で安心して暮らせる社会

- 高齢化社会に対応した医療・福祉・介護の
充実
- 健康づくりと健康寿命の延伸
- 障がい者が社会で活躍できる環境づくり
- 誰もが尊重され、共に支え合う社会の実現

絆

地域社会、コミュニティーの活性化

- 地域の伝統や文化を守り、絆を深める
- 子どもや高齢者が暮らしやすい
まちづくり
- 災害に強い安心安全なまちづくり
- 自主防災組織や地域防災力の活性化

産業・雇用

地域経済の発展と農林水産業支援

- 将来を見据えた産業の育成
- 経済の活性化と景気対策
- 農林水産業の支援と担い手不足の解消
- スマート農業技術の導入と活用

プロフィール

●昭和41年10月福岡市に生まれる ●姪浜小学校卒業
●西南学院中学校卒業 ●西南学院高等学校 ●福岡
歯科技術専門学校卒業 ●放送大学教養学部卒業 ●県
議会議員田中久也秘書 ●令和3年4月福岡県議会議員
選挙初当選 ●令和5年4月改選において次点

主な経歴

●唐津街道姪浜まちづくり協議会 会長 ●福岡着衣泳会
会長・水難学会上席指導員 ●保護司 ●西南学院中学校
同窓会 監事 ●西南学院高校同窓会評議員 ●愛宕校区
子ども会育成連合会 副会長 ●元愛宕小学校PTA 会長
●元修猷館高校PTA実行理事 ●姪浜住吉神社協力会 相談役

議員時代の役職

●厚生労働環境委員 ●子育て支援・
人財育成調査特別委員 ●福岡県
観光産業振興議員 連盟副会長 ●福岡
県環境審議会委員 ●福岡県社会福祉
審議会委員

田中だいじ

福岡県議会議員候補 自民党・農政連 推薦

令和7年3月23日執行
福岡県議会議員
補欠選挙
(福岡市西区選挙区)
(選挙すべき議員の数 1)

選挙公報

投票日 3月23日 日

福岡県選挙管理委員会

投票日 3月23日 日

◇ **投票日当日の投票時間は、原則として
午前7時から午後8時までです。**

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、
市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

◇ **投票日当日に用事などがある場合は、
「期日前投票」ができます。**

- ・ 仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・ 投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の
期日前投票所で投票ができます。
- ・ 期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、
原則午前8時30分から午後8時までです。

(ただし、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が
異なる場合もあります。)

※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、
選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

◆ 投票の流れ

① 受付・投票用紙の交付

投票所入場券を受付に提出します。

選挙人名簿に登録されている本人か確認後、

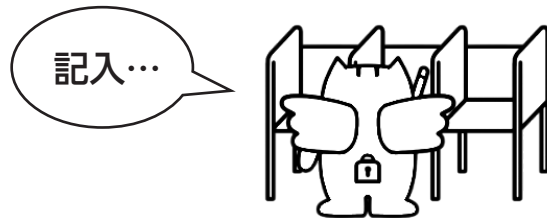
投票用紙が交付されます。



② 投票用紙の記載

投票記載台で投票したい候補者の名前を

正しく書きます。



③ 投票

投票用紙を投票箱に入れます。



◆ こんな投票は「無効」に！

せっかく投票された貴重な一票も、次のような場合は無効になってしまいます。

気持ちを込めた一票を届けたくてもメッセージを書いたら逆効果です！

正確にきちんと書きましょう！

① 所定の投票用紙を用いないもの

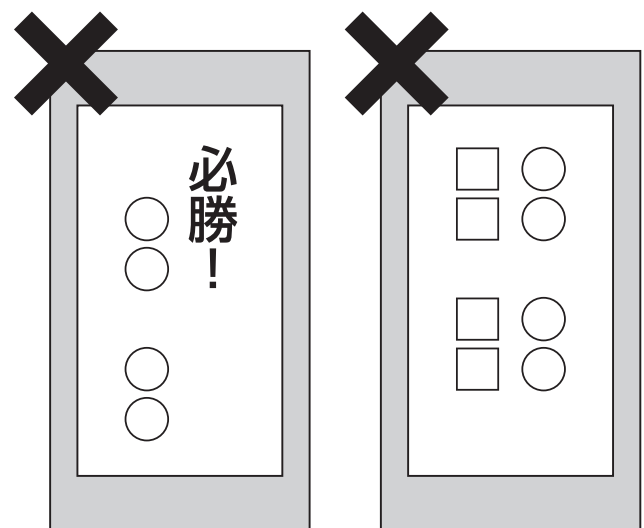
② 立候補していない者の氏名を記載したもの

③ 「誰」を記載したか確認できないもの

④ 候補者の氏名のほか他事を記載したもの

⑤ 2人以上の氏名を記載したもの

⑥ 候補者の氏名を自書しないもの

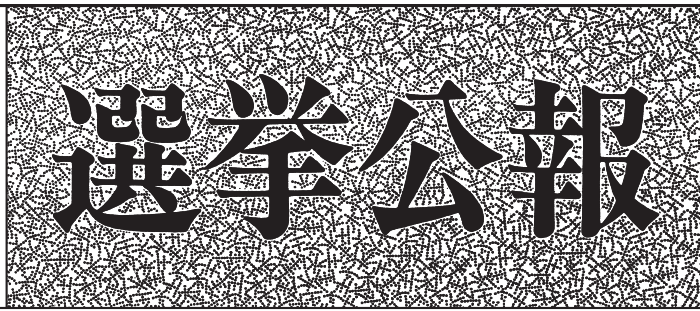


④ 他事の記載

⑤ 2人の氏名

※○○○○や□□□□は候補者の氏名

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。



投票日3月23日 日

◇ インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。
ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者等に限定されますので、
注意してください。
※ 選挙運動ができる期間は、投票日の前日までになります。

有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
- ・ 動画配信サイト (YouTubeなど)
- ・ SNS (LINE、X [旧 Twitter]、Facebookなど)
- ※ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、SNSのユーザー名などの連絡先を表示しなければなりません。
- ※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能

◇ やってはいけない！ 選挙運動のNG集



✕ メールを使つての選挙運動はNG！
メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者等だけです。
候補者等から送られてきたメールを転送してもいけません。



✕ ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！
選挙運動用のホームページや候補者等から届いた選挙運動用の
メールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



✕ 名前などを偽って送信するのはNG！
候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、
情報を発信することは禁じられています。



✕ 候補者に関するウソの情報の公開はNG！
候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、
真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

**候補者に対して誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、
インターネットの適正な利用に努めてください。**

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。